

## 受給者の税金と公的年金等の扶養親族等申告書の提出について

みなさんのうける基金の退職年金は、所得税法により「雑所得」として**所得税の課税対象**になります。

年金受給者で、一年間に当基金から支払われる年金額が一定額以上（65歳未満の人の場合は年額108万円以上、65歳以上の人の場合は年額80万円以上）の受給者については、支払われる年金から所得税を源泉徴収して（差し引いて）税務署に納めています。（複数の所得があれば、原則として確定申告が必要です）

所得税には各種控除が設けられており、これらの控除を受けるための「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」は、その年中に当基金がお支払いする年金にかかる税金の計算の基礎となるものです。扶養親族等申告書の提出がない場合は、年金支払い額の 7.5%が一律に源泉徴収されます。

受給者の中で、上記の**源泉対象となるみなさんには、毎年11月中旬に「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を送付しますので、期日までにご提出ください。**